

## 議案第 78 号

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の資格要件を緩和する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。